

難病法における「指定医療機関」及び「難病指定医」、「協力難病指定医」について

<H30. 5 長崎県医師会>

1. 指定医療機関と難病指定医等との関係は？

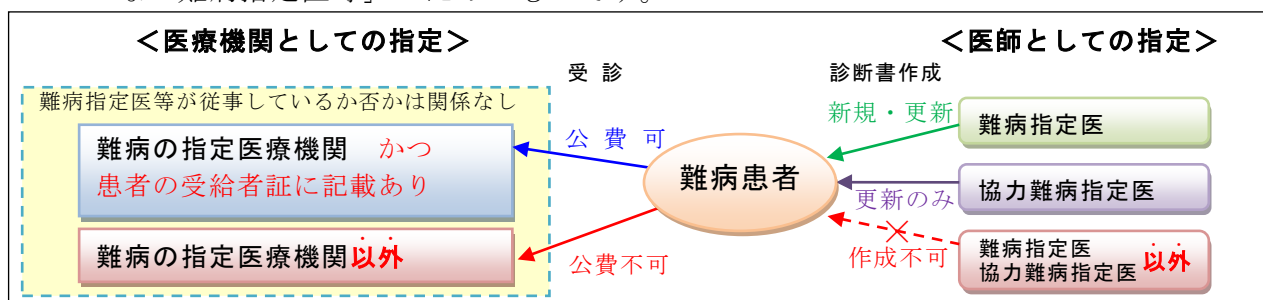
難病法における「指定医療機関」とは、患者さんの受給者証提示によって公費負担医療を行うことが出来る医療機関のことで、「指定医療機関」になるためには都道府県に申請を行い、指定（更新6年）を受ける必要があります。

医療機関が指定を受ければ、公費負担医療が可能となりますが、その医療機関に従事する医師は、「難病指定医」又は「協力難病指定医」であるか否かは関係ありません。

※ただし、公費による治療を行うためには、患者自身が指定医療機関を申請している必要があります。

一方、「難病指定医」、「協力難病指定医」は、患者さんの難病認定に必要な診断書の作成を行うことが出来る医師を申請に基づき指定するものです。

※本会が県の委託を受け開催している『難病指定医等研修会』は、一定の研修が必要な「難病指定医等」のためのものです。



2. 難病指定医、協力難病指定医とは？

(1) 指定医には「難病指定医」と「協力難病指定医」があり、「難病指定医」は難病の臨床調査個人票について”新規・更新”いずれの診断書も記載が可能ですが、「協力難病指定医」は”更新”のみ記載可能となっています。

(2) この内「難病指定医」の要件は、診断又は治療の5年以上の経験に加え、

①国が定める学会の専門医資格を有していること（指定後は42Sで始まる指定番号）もしくは、

②都道府県が実施する研修修了していること（指定後は42Tで始まる指定番号）

が必要です。

ただし、②は平成27年1月1日の法施行時の経過措置として平成29年3月31日までに研修（6時間程度）を受けることを条件に「難病指定医」となることが出来るとされています。（経過的特例による難病指定医）

↑ 29年3月末で経過措置期間が切れました。

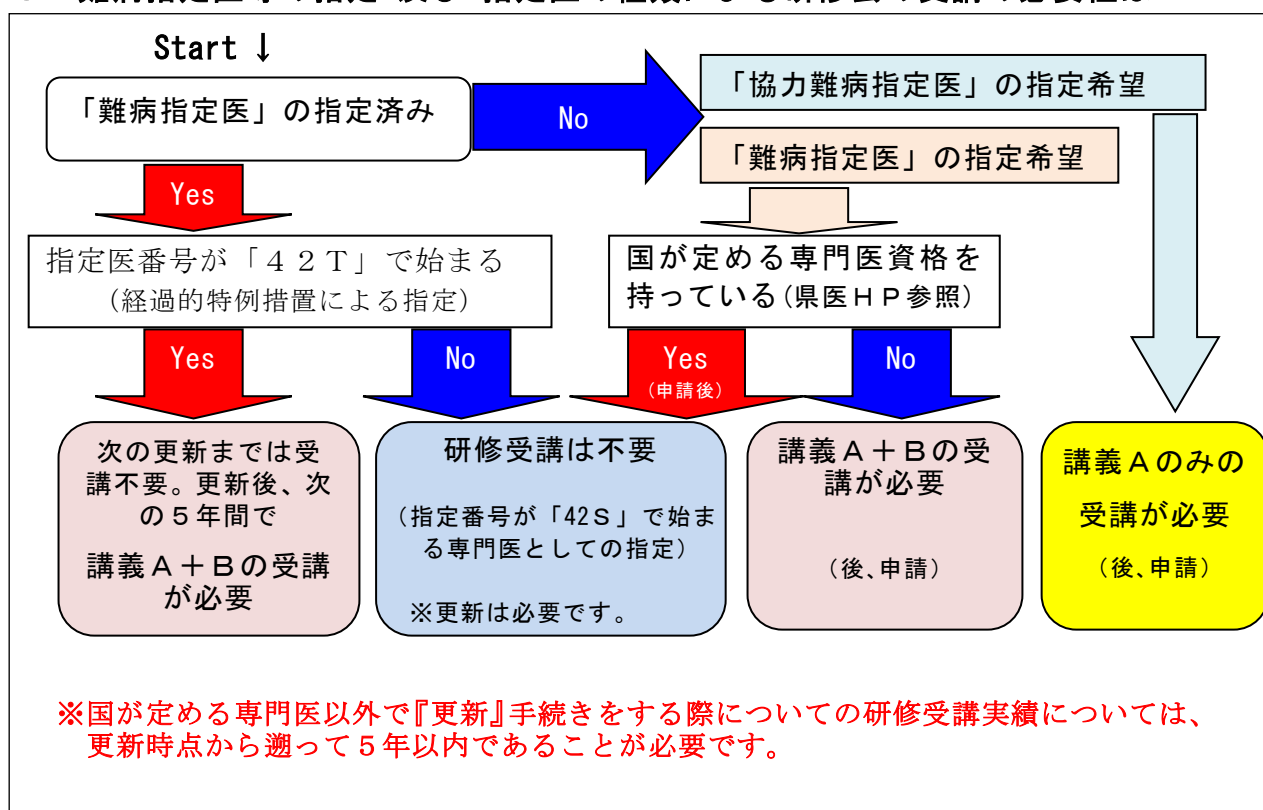
(3) 「協力難病指定医」も診断又は治療の5年以上の経験に加え、都道府県が行う研修（1～2時間程度）を修了していることが要件となります。

(4) 何れの指定医も有効期間は5年で、5年毎の更新制となっています。

(5)29年度の研修会は、経過措置期間が切れていること、42Tで始まる方は既に研修を受けておられることから、新たに「難病指定医」と「協力難病指定医」となるための研修となります。

	要件	新規の認定の際に必要な診断書の作成	更新の認定の際に必要な診断書の作成
(1) 難病指定医	① 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、申請時点において、関係学会の専門医の資格を有していること。 ② 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修を修了していること。 ※6時間程度の研修	○	○
(2) 協力難病指定医	③ 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修を修了していること。 ※1～2時間程度の研修	×	○

3. 難病指定医等の指定 及び 指定医の種類による研修会の受講の必要性は？



講義A：難病の医療費助成制度等について 1.5時間程度
講義B：難病の診断等に関する講義 4.5時間程度

【指定医等別の受講の必要性の具体的な例】

各指定医とも、指定から5年毎の更新申請は必要です。

(1) 国が定める専門医資格を有するものとして申請し、「難病指定医」の指定を受けている場合

- ・ 専門医資格による指定は、指定番号が「42S」で始まります。
- ・ 『難病指定医等研修会』の受講は不要です。

- ・現在のところ、国が定める専門医資格を有している限りは、研修受講の必要性はありません。（指定書に”研修受講が必要”な旨記載がありますが、受講は不要です。）

(2)国が定める専門医資格を有しており、新規で「難病指定医」の指定を受けたい場合

- ・受講は不要です。
- ・専門医資格を証明する書面等必要書類を添え指定申請を行った後、指定されます。

(3)一定の研修を受講して「難病指定医」の指定を受けている場合

- ・研修を受講しての指定は、指定番号が「**4 2 T**」で始まります。
- ・次の更新時（5年目）までは、『難病指定医等研修会』の受講は不要です。
- ・更新後の次の5年間（6～10年目）の指定期間の内に一度は難病指定医等研修会の受講が必要です。（更新時点から遡って5年以内に研修受講した実績が必要なため。）
その受講証明を持って、その次の指定更新（10年目）を行います。（11年目以降も、同様に5年毎に更新、その間に一度は受講という流れになります。）

(4)平成29年3月31日まで、研修を受けることを条件に「難病指定医」の指定を受けていた場合（経過的特例措置）

- ・経過的特例措置による指定は、指定番号が「**4 2 P**」で始まっていた方ですが、29年3月31日で経過措置期間が過ぎたため、指定医は失効しています。
- ・今後は、新規に指定を希望される場合と同様、難病指定医となるためにはA+Bの受講が、協力難病指定となるためには、Aの受講が必要です。

(5)現在、指定を受けていない、又は、「難病指定医」だが、更新の診断書しか記載しないので「協力難病指定医」になりたい場合。

- ・現在、「難病指定医」の方も講義Aのみ受講が必要です。修了証を持って申請後、「協力難病指定医」として指定されます。
- ・新規の場合も同様、講義Aのみ受講し、その後申請が必要です。

【国が定める専門医】

認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医	日本専門医機構	病理専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本心臓血管外科学会			臨床検査専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本血管外科学会	救急科専門医		
日本精神神経学会	精神科専門医	日本小児外科学会	形成外科専門医		
日本外科学会	外科専門医	日本リウマチ学会	リハビリテーション科専門医		
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医		
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本小児神経学会	小児神経専門医		
日本眼科学会	眼科専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医		
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医		
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医		周産期（母体・胎児）専門医		
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医		
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医		
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医		
日本病理学会	病理専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医		
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医		
日本救急医学会	救急科専門医	日本手外科学会	手外科専門医		
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医		
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本脊髄脊髄病学会	集中治療専門医		
日本消化器病学会	消化器病専門医	日本専門医機構	総合内科専門医		
日本循環器学会	循環器専門医		小児科専門医		
日本呼吸器学会	呼吸器専門医		皮膚科専門医		
日本血液学会	血液専門医		精神科専門医		
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医		外科専門医		
日本糖尿病学会	糖尿病専門医		整形外科専門医		
日本腎臓学会	腎臓専門医		産婦人科専門医		
日本肝臓学会	肝臓専門医		眼科専門医		
日本アレルギー学会	アレルギー専門医		耳鼻咽喉科専門医		
日本感染症学会	感染症専門医		泌尿器科専門医		
日本老年医学会	老年病専門医		脳神経外科専門医		
日本神経学会	神経内科専門医		放射線科専門医		
日本消化器外科学会	消化器外科専門医		麻酔科専門医		
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医				
日本呼吸器外科学会					